



庄原市介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）

平成29年4月から 要支援1・2の方への 介護予防サービスが変わります

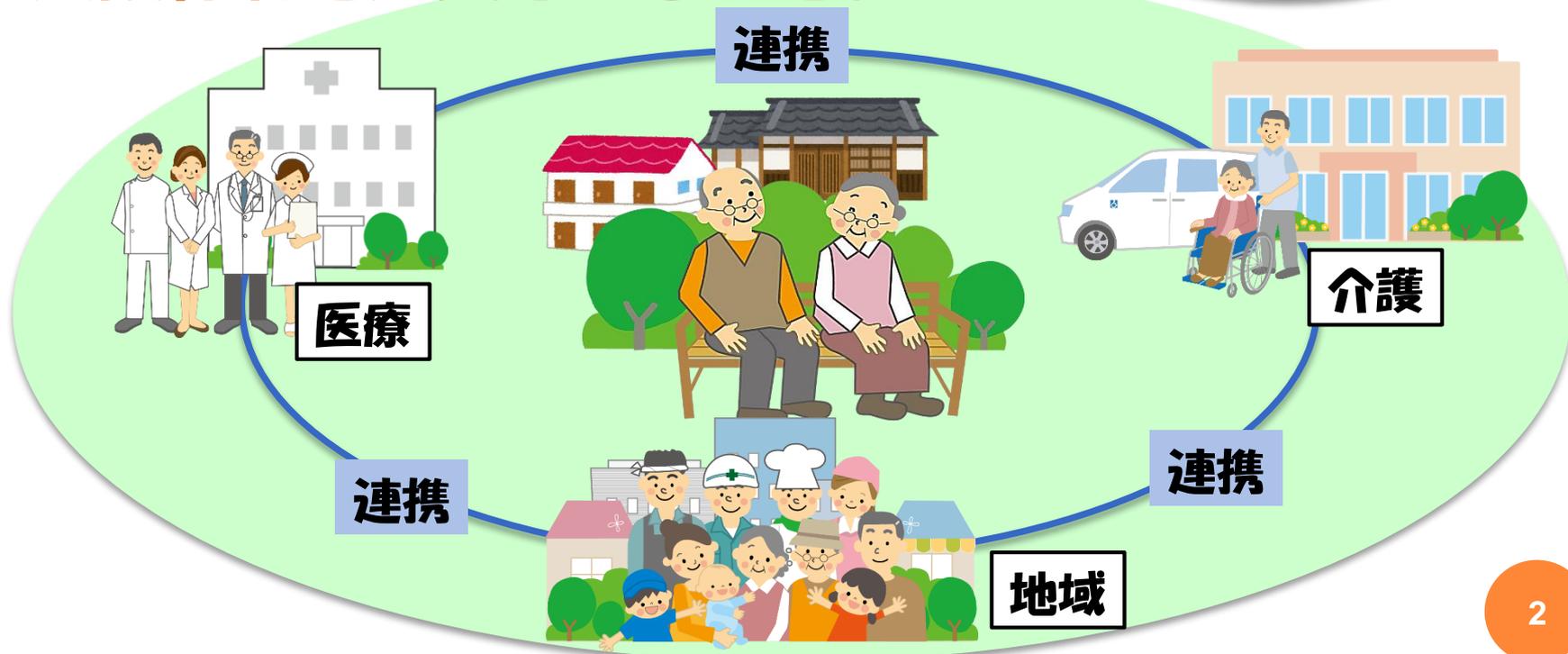
庄原市

（地域包括支援課・高齢者福祉課）

地域包括ケアシステムとは、

住み慣れた地域で
自分らしい暮らしを
いつまでも続けられるよう、
支援体制を充実させること。

医療・介護
・地域の
連携



介護保険制度の改正による 「地域包括ケアシステムの構築」に向けた事業

市町村独自の取組(地域支援事業)の充実

包括的支援事業の 充実

- ①在宅医療介護連携の推進
- ②認知症施策の推進
- ③地域ケア会議の推進
- ④生活支援サービスの
充実・強化

(生活支援コーディネーターの
配置等による地域の活動支援)

新しい総合事業

(介護予防・日常生活支援総合事業)

への移行

- ①要支援1・2の方を対象
とした訪問介護・通所
介護を、市町村独自の
サービスに移行
- ②介護予防事業を全ての
高齢者対象に一本化

「要支援1」「要支援2」の方の様子

要支援認定・要介護認定による区分の平均的な状態(目安)は、次の表のとおりです。

※病気の状態等によっては、個々のケースによって異なる場合があります。



軽度	区分	状態の目安
	要支援1	<u>日常生活はほぼ自分でできるものの、立ち上がりが不安定など一部の生活機能が低下しており、要介護状態となることを予防するために、少し支援が必要な方</u>
	要支援2	<u>掃除や入浴など日常生活に部分的な支援が必要であるものの、食事や排泄などは基本的にひとりでできるため、要介護にはいたっていないが、介護予防サービスを利用することで、改善する可能性が高い方</u>
	要介護1	立ち上がりや歩行などに不安定さがみられ、日常生活に部分的な介助が必要な方。物忘れや理解低下が見られることがあります。
	要介護2	立ち上がりや歩行などが自力で出来ない場合が多く、排泄や入浴などにも介助が必要な方。認知機能に、やや低下が見られることがあります。
	要介護3	立ち上がりや歩行、排泄や入浴、衣服の着脱などに、ほぼ全介助が必要な方。認知症を有している場合は、全般的な理解力の低下や、日常生活に大きな支障をきたすような周辺症状が見られることがあります。
	要介護4	日常の生活全般にわたり、さらに動作能力が低下し、介護なしでは日常生活が困難な方。認知症を有している場合は、日常生活に大きな支障をきたすような周辺症状が多く見られることがあります。
重度	要介護5	生活全般に全面的な介助が必要で、介護なしでは日常生活がほとんど不可能な方。認知症を有している場合は、日常生活に大きな支障をきたすような周辺症状が多く見られ、また、意思の疎通がほとんどできないこともあります。



介護保険制度の改正で

ここが変わります



- 要支援1・2の方を対象とした
「訪問介護」（ホームヘルプサービス）と
「通所介護」（デイサービス）が
国が定めた一律のサービスから
市町村独自のサービスを定めることができる
『新しい総合事業』に移行します。



指定する研修の修了者が
「介護サポーター（仮称）」として
サービスに従事できます

- 庄原市の『新しい総合事業』は、
従来と同じ支援内容の「現行相当サービス」と、
支援内容を簡略化し利用料を少し抑えた「緩和型サービス」を
設けます。
- 『新しい総合事業』のみを利用する場合は、
手続きを一部簡素化します。

※ 要支援1・2の方を対象とした「訪問入浴」「訪問リハビリ」「訪問看護」「通所リハビリ」「短期入所生活介護」「福祉用具貸与・購入」「住宅改修」「小規模多機能型居宅介護」などの利用については、変更ありません。



「新しい総合事業」移行後の介護サービス

これまで

これから

要介護1〜5

介護給付

- ・訪問介護
- ・通所介護
- ・訪問看護
- ・訪問リハビリ
- ・福祉用具貸与…など

要介護1〜5

介護給付

- ・訪問介護
- ・通所介護
- ・訪問看護
- ・訪問リハビリ
- ・福祉用具貸与…など



要支援1・2

介護予防給付

- ・訪問看護
- ・訪問リハビリ
- ・福祉用具貸与…など

要支援1・2

介護予防給付

- ・訪問看護
- ・訪問リハビリ
- ・福祉用具貸与…など

・訪問介護

・通所介護



要支援1・2相当
(基本チェックリスト)

地域支援事業

新しい総合事業

- ・訪問型サービス
- ・通所型サービス
- …

「基本チェックリスト」ってなに？



- 25の質問について、「はい」「いいえ」で答えていただき、日常生活に必要な機能が低下しているかどうかを調べる記入式の調査票です。



< 基本チェックリスト（一部） >

質問項目	回答	
□椅子に座った状態から、何もつかまらずに立ち上がれますか？	はい	いいえ
□半年前に比べて、堅いものが食べにくくなりましたか？	はい	いいえ
□週に1回以上は外出していますか？	はい	いいえ
□今日が、何月何日かわからない時がありますか？	はい	いいえ
...



「新しい総合事業」のサービス

※ケアプランに基づいて、利用するサービスを決定します。
 ※利用料は、決定次第、お知らせします。

	現行相当サービス	市の基準による 緩和型サービス
対象者	要支援または総合事業対象者のうち ○専門的な支援を必要とする方 ○地理的な理由等で、緩和型サービスが利用できない方	要支援または総合事業対象者のうち ○少しの生活支援があれば在宅生活ができる方 ○専門的な支援をそれほど必要としない方
訪問型サービス (ホームヘルプサービス)	○生活援助 (掃除、洗濯、調理等) ○身体介助 (食事や入浴の介助等)	○生活援助 (掃除、洗濯、調理等) ※身体介助は行いません
通所型サービス (デイサービス)	○日常生活上の支援 (入浴、排泄、食事等の一部介助) ○機能訓練 (筋カトレーニング等)	○閉じこもり防止等のための ミニ・デイサービス ○レクリエーション・体操など ※入浴や食事等の提供、機能訓練の有無は、事業所のメニューにより異なります。
サービス提供者	市の指定を受けた 介護サービス事業所 ※ 事業所の申請により、提供できるとして	市が定めた基準等に基づいたサービスが市が指定した事業所
スタッフ	○専門職	○専門職 ○介護サポーター(仮称) ※市が指定する研修の修了者

利用までの流れ

65歳以上の方
「ホームヘルプサービス・デイサービスを利用したい」

市役所本庁(高齢者福祉課)・支所(市民生活室または地域振興室)に相談

- ・明らかに要介護相当と思われる方
- ・そのほかの介護サービスも利用したい方

- ・ホームヘルプサービス・デイサービスのみを利用したい方

要介護認定申請

医師意見書 認定調査

要介護(要支援)認定

基本チェックリスト

アセスメント

要介護相当と思われる方

生活機能の低下が見られる方

自立した生活を送れる方

要介護
1～5

要支援
1・2

非該当
(自立)

総合事業
対象者

非該当
(自立)

ケアプラン
の作成

ケアプラン
の作成

ケアプラン
の作成

介護給付
を利用

介護予防給付
を利用

新しい総合事業
を利用

健康づくりや介護予防
事業を利用

訪問型サービス
通所型サービス

利用開始時期



制度の開始：平成29年4月～

現在、要支援1・2の認定を受けている方

- … 認定更新までは、現在の介護予防給付を利用できます。
認定更新の際に、ご相談ください。（期間満了の概ね2ヶ月前）

	H29.4.1	H29.7.1	H29.10.1	H30.1.1	H30.4.1
<例> 認定期間：～H29.3.31	予防給付 ～H29.3.31	H29.4.1～	新しい総合事業		
認定期間：～H29.9.30		予防給付	～H29.9.30	H29.10.1～	新しい総合事業
認定期間：～H30.3.31				予防給付	～H30.3.31 H30.4.1～ 新しい総合事業

今後のスケジュール

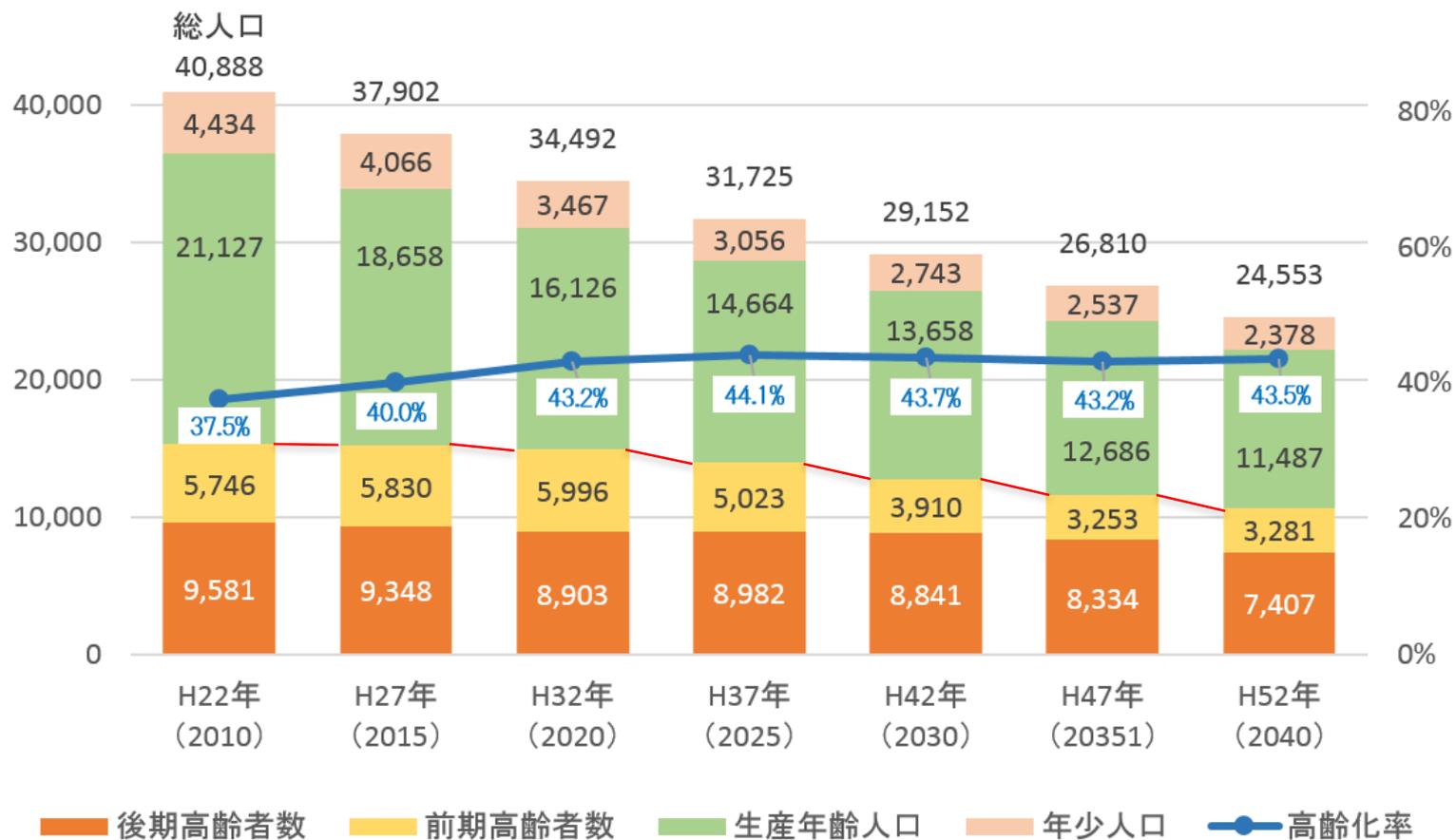


時期	予定
平成28年 11~12月	介護サポーター(仮称)養成研修
	住民説明会 (新しい総合事業の内容・料金・利用方法など)
平成29年 2月	[要支援認定を更新する方] 利用に関する相談 受付開始
4月	新しい総合事業 制度開始

資料

1 庄原市の 高齢者を取りまく状況

庄原市の人口の推移と推計



※H22年・H27年は、各年3月末日住民基本台帳人口による

※H32年以降は、国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口』[平成25(2013)年3月推計]による

前期高齢者を担い手に含めても、
2025年は 騎馬戦型??

2010年



75歳以上1人に
対して15~74歳は **2.8人**

うち **0.6** 人は前期高齢者



2025年

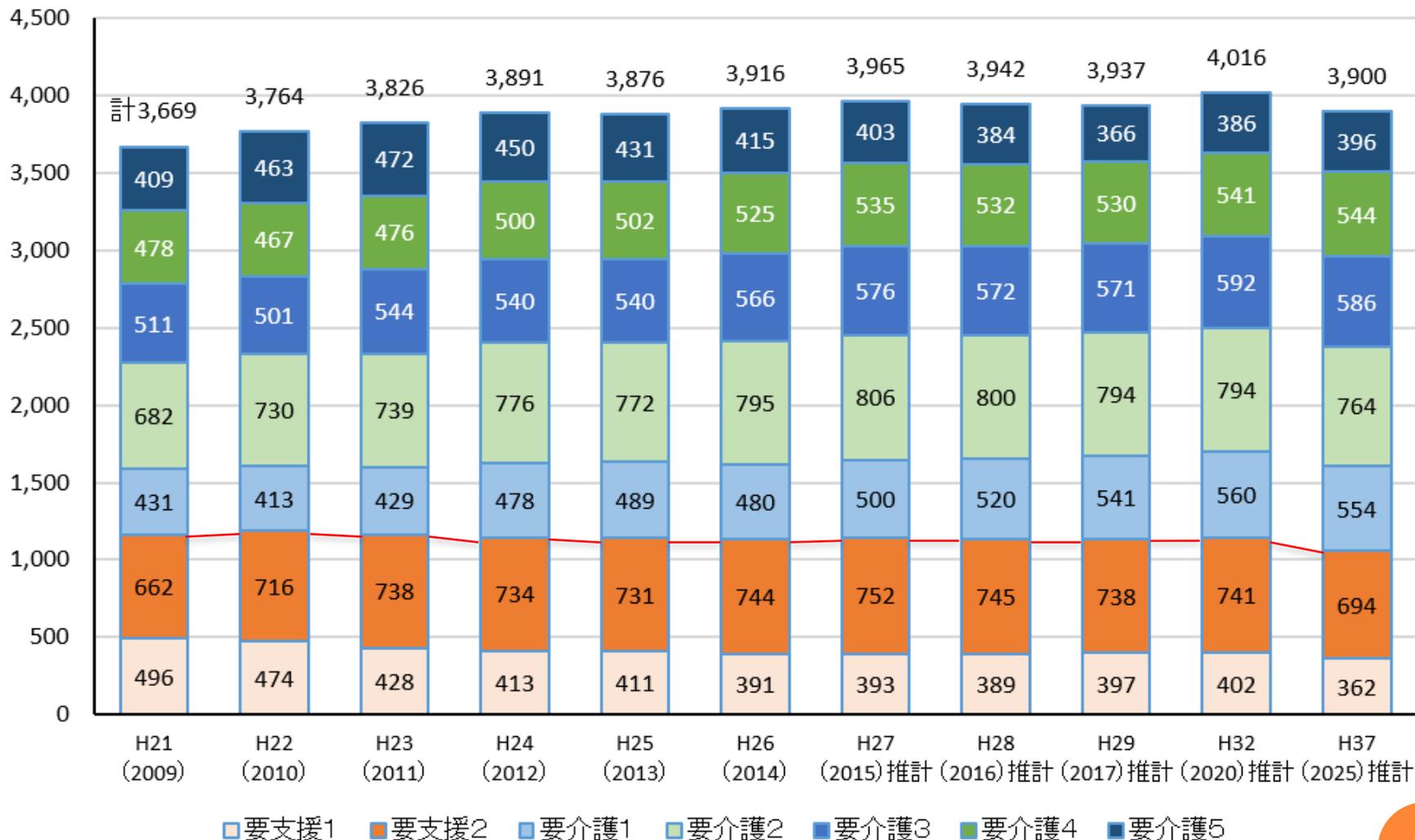


75歳以上1人に
対して15~74歳は **2.2人**

うち **0.6** 人は前期高齢者

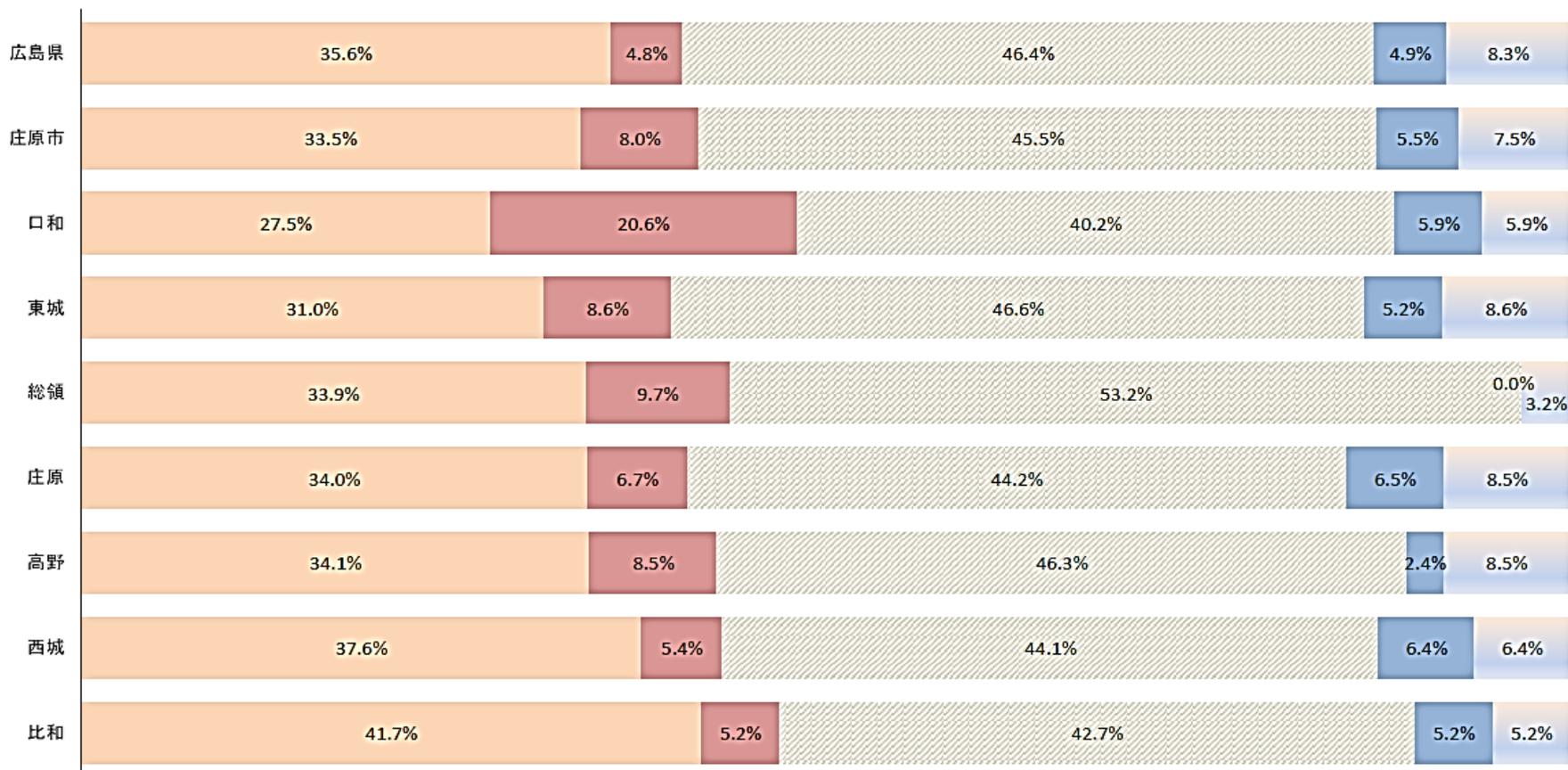
庄原市の要介護（要支援）認定の推移と推計

3,900～4,000人で推移 ⇒ 市の全人口の約10人に1人
高齢者の約4人に1人



要介護3以上の 認定者における各サービス利用率（ケアバランス）

- 在宅サービス(右記ショートステイを除く)
- ショートステイ15日以上
- ▨ 施設、居住系サービス
- 入院
- その他(サービス未利用・住宅改修・福祉用具販売)



庄原市における介護給付費の推計

単位：百万円

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
標準給付費	5,902	5,876	5,748	5,722	5,685
うち介護給付費	(5,198)	(5,196)	(5,191)	(5,261)	(5,250)
うち介護予防給付費	(406)	(404)	(281)	(184)	(159)
地域支援事業費	60	66	199	438	365
計	5,962	5,942	5,947	6,160	6,050

出典：第6期庄原市高齢者福祉計画・介護保険事業計画

庄原市における介護保険料【基準額】の推移

単位：円

	第3期 (H18~20)	第4期 (H21~23)	第5期 (H24~26)	第6期 (H27~29)	H32年度 推計	H37年度 推計
基準月額	3,405	4,445	5,686	6,158	7,138	8,161

平成32年度推計・平成37年度推計は、「第6期庄原市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」による

【居宅系】介護職員常勤換算数に対する要介護認定者数

施設・居住系に属する介護職員以外の介護職員総勤務時間を40時間で除して算出した数

要支援・要介護認定者の総数から「施設・居住系」、「ショートステイ15日以上(1ヶ月当たり)」、「入院・その他」の数を除いた数

- 2015年に対する2025年の要介護認定者数は0.99倍、介護職員常勤換算数は0.47倍となる。
- 2025年において2015年の『介護職員常勤換算1人に対する要介護認定者数』の水準を維持するためには、**介護職員は常勤換算で164人不足する。**

庄原市

2015年

要介護認定者数

2,069人

0.99倍

2025年

要介護認定者数

2,047人

22人減

2015年水準維持に必要な
介護職員常勤換算数

2025年

要介護認定者数

2,047人

2015年の水準の維持に必要な
介護職員常勤換算数

310人

164人不足

介護職員常勤換算数

313人

0.47倍

介護職員常勤換算数

146人

168人減

地域包括ケアシステムのイメージ図



【庄原市地域ケア会議】

庄原市地域ケア推進会議

<関係機関・関係団体の代表>

- 各日常生活圏域の有効な手法や課題の共有
- 課題解決に向けた関係者間の連携及び地域づくりの検討
- 保健・医療・福祉等の専門機関や住民組織・民間企業等によるネットワークの構築・充実

医療
部会

介護
部会

地域
部会

自治
振興区

地域ケア推進ワーキング会議

<関係機関・関係団体等の実務者>

- 【個別ケア会議】及び【日常生活圏域地域ケア会議】から顕在化した課題の共有
- 課題解決に向けた社会資源の調整、資源開発並びに地域づくり等の検討

自治
振興区

日常生活圏域ケア会議

<圏域ごとの関係者(議題によって招集)>

- 【個別ケア会議】を通じて把握した地域課題や支援方法等の共有
- 課題解決のための支援方法や資源開発等の検討

庄原

西城

東城

口和

高野

比和

総領

自治
振興区

個別ケア会議

<ケースごとの関係者(ケースによって招集)>

個別ケース検討

個別ケース検討

個別ケース検討

個別ケース検討

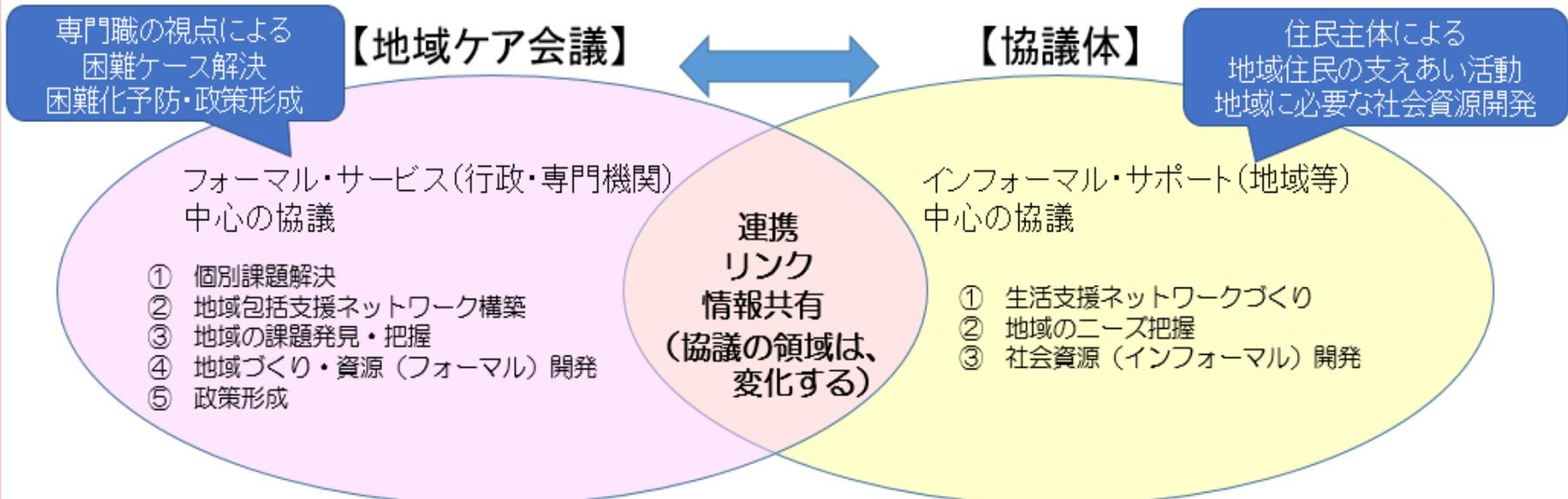
個別ケース検討

自治
振興区



【地域ケア会議】と【協議体】の役割

【地域ケア会議】と【協議体】は、ともに地域づくりや資源開発を目的としていますが、その役割分担については、次のように整理されます。



<フォーマル・サービスとは>

公的機関や専門職による制度に基づくサービスや支援のこと。
具体的には、介護保険(介護予防)サービス、介護保険外の行政サービス、医療・保健サービス、地域包括支援センターや社会福祉協議会の支援、NPO団体などの制度に基づくサービスがあります。

<インフォーマル・サポートとは>

住民自治組織やNPO団体、ボランティア等による法律・制度に基づかないサービス。(家族や友人・知人による生活支援等も含まれます)
具体的には、見守り支援・安否確認・配食・外出の付添い・話し相手・サロン・食事会・カフェなど、それぞれの主体の創意工夫により、様々なサポートがあります。(無料の場合も有料の場合もあります)

